

滋賀県農業共済組合

農機具損害共済約款

第1章 補償の内容

(共済金額)

第1条 共済金額は、事業規程に定める額を最高の額として組合員が申し出た金額とします。2台以上の共済目的を一つの共済金額で共済関係を締結した場合(以下「包括契約」といいます)には、それぞれの新調達価額(共済目的と同一の機種で、同一又は類似の性能を有する農機具を取得するために要する価額をいいます。以下同様とします。)の割合によって共済金額を按分し、その按分額をそれぞれの共済目的に対する共済金額とします。

(共済目的の範囲)

第2条 共済目的は、組合員の所有又は管理する未使用の状態で取得された農機具とします。前項に規定する農機具の附属装置は、農機具共済加入申込書に共済目的とする旨を記載しないときは共済目的には含まれません。

(共済責任期間)

第3条 共済責任期間は、1年(農機具損害共済加入申込書において共済責任期間を1年未満としている場合はその期間)とし、組合員がこの組合に共済掛金等(共済掛金及び事務費賦課金をいいます。以下同様とします。)を払い込んだ日(第4項の共済証券にこれと異なる共済責任期間の開始日が記載されている場合はその日)の午後4時から始まり、末日の午後4時で終ります。

前項の規定にかかわらず、組合員が農機具損害共済加入申込書に記載された共済責任期間の開始日以降に共済掛金等を払い込んだ場合の共済責任期間は、払い込んだ日の午後4時から始まります。

共済責任期間が始まった後であっても、この組合は、共済掛金等の払込み前に発生した事故による損害又はその事故の発生に伴い生じた費用に対しては、災害共済金を支払いません。

(備考)

第4項の共済証券は、この組合の事業規程第213条第1項の書面をいう。以下同じ。

第2章 共済金の支払

(災害共済金を支払う場合)

第4条 この組合は、この約款に従い、次に掲げる事故によって共済目的に生じた新調達価額の減少(以下「損害」といいます。損害には防災又は緊急避難に必要な処置によって発生した損害を含みます。以下同様とします。)に対して災害共済金を支払います。

(1) 火災、落雷、物体の落下若しくは飛来、破裂若しくは爆発、盗取若しくは窃損、鳥獣害又は第三者行為による不可抗力のき損

(2) 衝突、接触、墜落、転覆、異物の巻込み

(3) 台風、旋風、突風、暴風雨、洪水、豪雨、高潮、降ひょう、雪崩等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、その他これらに類する自然災害(地震及び噴火並びにこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)及び落雷による損害を除きます。)

(災害共済金を支払わない損害)

第5条 この組合は、次に掲げる損害に対しては災害共済金を支払いません。

(1) 組合員又はその者の法定代理人(組合員が法人であるときは、その理事、取締役又は法人の業務を執行する他の機関。以下この条において同様とします。)の故意又は重大な過失によって発生した損害。ただし、第35条(他人の所有する農機具を農機具共済に付した場合)の規定により、他人の所有する農機具を農機具損害共済に付したときは、組合員又はその者の法定代理人の故意によって発生した損害

(2) 組合員と生計を共にする同居の親族の故意によって発生した損害(その親族が組合員に災害共済金を取得させる目的がなかった場合を除きます。)

(3) 組合員でない者が災害共済金の全部又は一部を受け取るべき場合においては、その者又はその者の法定代理人の故意又は重大な過失によって発生した損害(他の者が受け取るべき金額については除きます。)。ただし、第35条(他人の所有する農機具を農機具共済に付した場合)の規定により、他人の所有する農機具を農機具損害共済に付したときは、その者又はその者の法定代理人の故意によって発生した損害

(4) 運転者の故意又は重大な過失によって発生した損害

(5) 農作業以外の使用目的による事象によって発生した損害

(6) 共済的に存在する欠陥、摩減、腐食、さびその他自然消耗によって発生した損害

(7) 故障(偶然な外來の事故に直接起因しない共済目的の電気的又は機械的損害をいいいます。)によって発生した損害

(8) 凍結(ラジエーターの冷却水の抜き忘れによる凍結破損等)によって発生した損害

(9) 次に掲げる消耗部品にのみ発生した損害

オイル・グリス類、クリーナー・エレメント類、フィルター・カートリッジ・ストレーナー類、ケープル・ワイヤー類、チューン・ベルト類、パイプ・ホース類、シール類(ガスケット、パッキン等)、ペアリング類(ペアリングユニット)、ヒューズ、プラグ類、電気配線(ワイヤーハーネス含む、ねずみ等の食害を原因として生じた事故は除く)、電球類、ゴム製品類、バッテリー類(バッテリーリード等)、ブレーキシュー・ブレーキパッド類、クラッチディスク・プレッシャーブレード類、苗のせ台摺動部品、不凍液、その他メーカーが消耗部品として指定するもの。

(10) 農林水産省が定める「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」に記載のある「使用上の条件等」に反した状態で生じた損害

表1

消耗部品に準じる部品	損害のうち災害共済金支払の責任を負わない割合(削減割合)
クローラー、タイヤ(全損の場合は当削減割合を適用しない)	100%
刈刃(刈刃部分のみ生じた損害については、異物の巻込みや衝突、接触等を原因として刈刃が折れた場合に限り当削減割合を適用する)	50%
ギア(ギア部分等のみ生じた損害については、外傷がない場合に限り当削減割合を適用する)	50%
シャフト、ジョイント部(シャフト、ジョイント部分にのみ生じた損害に限り当削減割合を適用する)	50%

※表1注釈

消耗部品や整備不良を原因として生じた損害に対しては災害共済金を支払いません。(表1で削減割合を適用する場合を除く。)

表1のほか、削減割合を適用する必要がある場合又は表1に掲げる削減割合を加減する必要がある場合については、別途、損害評価協力員等と協議して削減割合を決定するとともに、削減割合の適用理由を「損害評価協力員等と協議」とします。

表1で掲げる削減割合のほか、一つの共済事故に対して削減割合が複数該当する場合は、表1から表4の中で削減割合が最も高いものを適用します。

自然災害及び獸害を原因として生じた事故については表1の削減割合を適用しません。(表2に掲げる不適切な保管状況、又は損害防止義務の不履行を原因とする場合及び表3に掲げるねずみ等の食害の場合を除く。)

農機具損害共済約款

刈刃の損害について、隙間の開き等には災害共済金を支払いません。

この組合は、次に掲げる損害(次に掲げる事由によって発生した前条(災害共済金を支払う場合)の事故が延焼又は拡大して発生した損害及び発生原因のいかんを問わず同条の事故がこれら的事由によって延焼又は拡大して発生した損害を含みます。)に対しては、災害共済金を支払いません。

(1) 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動(群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)によって発生した損害

(2) 前条(災害共済金を支払う場合)第3号の地震等による損害には、次のものを含みます。

ア 地震等によって生じた火災、破裂又は爆発による損害

イ 地震等によって生じた火災、破裂又は爆発が延焼又は拡大して発生した損害

ウ 火災、破裂又は爆発が地震等によって延焼又は拡大して発生した損害

(3) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)若しくは核燃料物質によって汚染された物(原子分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性に起因する事故によって発生した損害

(災害共済金を支払わない場合)

この組合は、次の場合には災害共済金の全部又は一部を支払いません。

(1) 組合員が第25条(損害発生の手続)第1項の通知を怠り、又は故意若しくは重大な過失によって不実の通知をした場合

(2) 組合員が正当な理由がないのに第25条(損害発生の手続)第2項の調査を妨害した場合

(3) 組合員が第26条(損害防止義務)第3項の指示に従わなかった場合

(4) 第14条(重大事由による解除)第1項により解除した場合

(5) 組合員が災害共済金の支払請求手続を行なうことができる時から3年間行使しない場合

(6) 第21条(告知・通知義務の承認の場合)の規定により共済掛金等が追加徴収になる場合において、この組合の請求に対し組合員が支払を怠ったとき

第3章 共済金の支払額

(災害共済金の支払額)

第7条 この組合が第4条(災害共済金を支払う場合)の事故に対して支払う災害共済金の額は、1回の事故につき次項の損害の額に共済金額(共済金額が新調達価額を超える場合は、新調達価額に相当する額とします。以下同様とします。)の新調達価額に対する割合を乗じて得た金額とします。ただし、一同共済責任期間における災害共済金の額の合計は共済金額に相当する金額を限度とします。

この組合が第4条(災害共済金を支払う場合)の事故に対して災害共済金を支払うべき損害の額は、共済目的の新調達価額を限度として、その損害の発生直前の状態に復旧(修理すること又は当該共済目的と同一若しくは類似の性能を有する農機具を再取得することをいいます。以下同様とします。)するためには必要な費用の最低額によって組合が定めます。

組合員が第26条(損害防止義務)第1項又は第2項の規定による義務を怠った場合は、損害の額から防止又は軽減することができたと認められる額(前項の損害の額に次の表2から表4までの左欄に掲げる場合及び事故回数に応じ、表2から表4までの右欄に掲げる削減割合を乗じて得た額を損害の額とみなします。)を差し引いて得た額を損害の額とみなします。

表2

通常すべき点検整備、保守・管理及び操作を行なっていれば損害の防止又は軽減することができたと認められる場合	削減割合
衝突、接触等を原因としてローラー類等(クローラー仕様の走行部)に生じた事故	70%
衝突、接触等を原因としてオイル漏れ、冷却水漏れ、ファンベルトの切断等によって生じたエンジンの焼付け等の事故	50%
灯火装置の異常を原因として生じた事故	50%
警音器、方向指示器の異常を原因として生じた事故	50%
電気系統の機能低下を原因として生じた事故	50%
駐車ブレーキの異常を原因として生じた事故	50%
操舵装置の異常を原因として生じた事故	50%
ブレーキシュー、又はブレーキパッドの異常を原因として生じた事故	50%
クラッチ機構の異常を原因として生じた事故	50%
不適切な保管状況、又は損害防止義務の不履行を原因として生じた事故	50%
駐停車時の駐車ブレーキやタイヤ輪止め等の不履行を原因として生じた事故	50%
道路上での合図不履行を原因として生じた事故	50%
道路上の徐行すべき場所で徐行しなかったことを原因として生じた事故	30%
積雪路や凍結路での冬用タイヤ又はタイヤチェーン等の滑り止め装置等の不履行を原因として生じた事故	30%
無理な操作を原因として生じた破損、破裂等の事故	30%
変速装置の異常を原因として生じた事故	30%
燃料供給装置の異常を原因として生じた事故	30%
油圧レバーの異常を原因として生じた事故	30%
ロータリー、ハロー、田植機の種付け部及びその他の付属装置に生じた事故	30%
散布筒、穀粒排出筒(オーバー等)等の衝突、接触を原因として生じた事故	30%
衝突、接触等による部品のゆるみ、脱落等を原因として生じた事故	30%
圃場内での作業中における刈取部の損傷、曲がり等の事故	30%
圃場外での作業中における刈取部の損傷、曲がり等の事故	10%
組合員に過失のある道路交通事故(人身・物損の道路交通事故に限り当削減割合を適用する)	免責証書等に基づく

※表2注釈

消耗部品や整備不良を原因として生じた損害に対しては災害共済金を支払いません。(表2で削減割合を適用する場合を除く。)

表2のほか、削減割合を適用する必要がある場合又は表2に掲げる削減割合を加減する必要がある場合については、別途、損害評価協力員等と協議して削減割合を決定するとともに、この削減割合の適用理由を「損害評価協力員等と協議」とします。

表2で掲げる削減割合のほか、一つの共済事故に対して削減割合の適用事由が複数該当する場合は、表1から表4の中で削減割合が最も高いものを適用します。

なお、「組合員に過失のある道路交通事故」については免責証書等に基づく過失割合を削減割合として適用します。(但し、過失割合を削減割合として適用する場合は、削減割合の上限を70%とします。)

前2項の場合において、損害が2種類以上の共済事故によって発生したときは、同種の共済事故による損害ごとに、これらの項の規定を適用します。

表3

事故形態により損害の防止又は軽減をすることができたと認められる場合	削減割合
通常、定置式農機具に混入しないものが混入したことで生じた事故	30%
通常、走行式農機具に巻き込まれたもので巻込んだことで生じた事故	30%
圃場又はその周辺及び農道等で保管していた場合の盗難による盗取、き損	50%
未格納(軒下、カーポート、パイプハウス等)及びエンジンキー付きで保管していた場合の盗難による盗取、き損	40%
未格納(軒下、カーポート、パイプハウス等)及びエンジンキー抜けで保管していた場合の盗難による盗取、き損	30%
格納中及び無施錠並びにエンジンキー付きで保管していた場合の盗難による盗取、き損	20%
格納中及び施錠並びにエンジンキー抜けで保管していた場合の盗難による盗取、き損	10%</

2 前項の規定により、共済掛金の減額を行う場合には、この組合は共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。
(告知・通知義務の承認又は共済関係承継の承諾の場合)
第21条 第10条（告知義務）、第12条（通知義務）第1項、第33条（共済関係の承継）第1項又は第34条（共済目的の入替え）第1項の承認又は承諾をする場合には、この組合は、次の表に定めるところに従い、追加共済掛金等の支払請求又は共済掛金の減額をすることができます。

承認又は承諾する場合	追加額	払戻額
1 組合員が第4条（災害共済金を支払う場合）の事故による損害が発生する前に農機具共済加入申込書の記載事項について更正の申出をし、組合がこれを承認する場合	共済金額に記載事項の更正後に適用される共済掛金率及び事務費賦課率を乗じて得た共済掛金等の額から既に領取した共済掛金等を差し引いた残額	既に領収した共済掛金から共済金額に記載事項の更正後に適用される共済掛金率を乗じて得た共済掛金等の額から既に領取した共済掛金等を差し引いた残額
2 組合員が共済責任の開始後、共済目的の改変又は用途の変更等について共済目的の異動を通知し、又は共済目的の譲受人及び相続人その他の包括承継から共済関係の承諾申請を受け、農業共済团体がこれを承認し、又は承諾する場合	承認又は承諾した日以後の未経過共済責任期間日数に対して、変更前の共済掛金の額から変更後の共済掛金の額を差し引いた残額	承認又は承諾した日以後の未経過共済責任期間日数に対して、変更前の共済掛金の額から変更後の共済掛金の額を差し引いた残額
3 組合員が共済目的である農機具と同一の機種で、同二又は類似の性能を有する新規の農機具を取得した旨を通知し、共済目的である農機具の変更について組合が承認する場合	承認又は承諾した日以後の未経過共済責任期間日数に対して、変更前の共済掛金の額から変更後の共済掛金の額を差し引いた残額	承認又は承諾した日以後の未経過共済責任期間日数に対して、変更前の共済掛金の額から変更後の共済掛金の額を差し引いた残額

（共済掛金の返還一解除の場合）

第22条 第11条（告知義務違反による解除）第1項、第14条（重大事由による解除）第1項又は第25条（損害発生の場合の手続）第4項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合は、共済掛金等は返還しません。
2 第12条（通知義務）第3項、第13条（危険増加による解除）第1項又は第16条（共済目的の調査拒否による解除）第1項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合は、払込みを受けた共済掛金から既経過期間に対して次の表により計算した共済掛金を差し引いた残額を返還します。

返還する場合	返還額
1 共済目的の改変又は用途の変更その他の危険が著しく増加したこと等による解除、共済目的の調査拒否による解除その他のその原因が組合員の責に帰すべき事由による解除の場合	共済掛金から共済掛金に経過月数に応じた下記の係数を乗じて得た額を差し引いた残額。
2 共済目的の改変又は用途の変更その他の危険が著しく増加したこと等による解除の場合で、解除の原因となった事実の発生が組合員の責めに帰すべき事由によらないとき	共済掛金に未経過日数の共済責任期間に対する割合を乗じて得た額
3 1及び2による解除以外の事由による解除の場合であって、その解除の原因が組合員の責めに帰すべき事由によらないとき	共済掛金に未経過日数の共済責任期間に対する割合を乗じて得た額

1の既経過月数に応じた係数	既経過共済責任期間（月）	係 数 (%)	既経過共済責任期間（月）	係 数 (%)
	1	20.0	7	75.0
	2	30.0	8	80.0
	3	40.0	9	85.0
	4	50.0	10	90.0
	5	60.0	11	95.0
	6	70.0		

既経過期間の月数は、共済責任の開始の日から起算して翌月の応当日までを1月と計算し、30日未満の端数があるときは、これを切り上げて1月とする。
3 第12条（通知義務）第3項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合において、解除の事実の発生が組合員の責めに帰すべき事由によらないときは、前項の規定にかかるらず、共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。
4 第12条（通知義務）第3項、第13条（危険増加による解除）第1項及び第16条（共済目的の調査拒否による解除）第1項以外の事由により共済関係が解除された場合において、その解除の原因が組合員の責めに帰すべき事由によらないときは、払込みを受けた共済掛金から既経過期間に対して第2項の表に定める係数をもって計算した共済掛金を差し引いた残額を返還します。
5 第12条（通知義務）第3項、第13条（危険増加による解除）第1項及び第16条（共済目的の調査拒否による解除）第1項以外の事由により共済関係が解除された場合において、その解除の原因が組合員の責めに帰すべき事由によらないときは、この組合は共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

（共済掛金の返還一失効の場合）

第23条（共済関係の失効）の規定により共済関係が失効した場合において、その失効の原因が組合員の責めに帰すべき事由によらないときは、この組合は共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

（共済掛金の返還一超過による共済金額の減額の場合）

第24条 この組合は、第19条（超過共済による共済金額の減額）第1項により共済関係を取り消された場合は、共済関係の成立の時に遡って、取り消された部分に対応する共済掛金を返還します。

2 この組合は、第19条（超過共済による共済金額の減額）第2項により、共済金額の減額を行なう場合は、共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

第7章 損害の発生

（損害発生の場合の手続）

第25条 組合員は、共済目的について共済金の支払を受けるべき損害があると認めた場合は、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければなりません。

2 共済目的について第4条（災害共済金を支払う場合）の損害が発生した場合は、この組合は、その共済目的について必要な事項を調査するることができます。

3 組合員は、この組合が第1項の損害に関して要求した書類を作成し、損害の発生を通知した日から30日以内にこの組合に提出しなければなりません。

4 組合員が第1項の通知を怠り、故意若しくは重大な過失によって不実の通知をし、正当な理由がないのに第2項の調査を妨害し、第3項の書類に故意に不実の記載をし、又はその書類を偽造若しくは変造した場合は、この組合は、共済証券記載の組合員の住所あての書類による通知をもってこの共済関係を解除することができます。

（損害防止義務）

第26条 組合員は、共済目的について通常すべき管理及び操作その他の損害防止を怠ってはなりません。

2 組合員は、第4条（災害共済金を支払う場合）の事故が発生した場合又はその原因が発生

した場合は、損害の防止又は軽減に努めなければなりません。
3 この組合は、組合員に第2項の損害の防止又は軽減のため、特に必要な処置をすべきことを指示することができます。この場合は、当該指示による必要な処置によって、組合員が負担した費用はこの組合が負担します。

（残存物及び盗難品の帰属）

第27条 この組合は、共済目的の全部が滅失した場合において、組合員がその共済目的について有する権利を取得しません。ただし、この組合がこれを取得する旨の意思表示をして災害共済金を支払った場合は、この限りではありません。

2 組合員は、この組合が要求した場合は、前項の規定によりこの組合が取得した権利の保全及び行使のために必要な証書類の提供その他の行為をしなければなりません。この場合は、当該要求による必要な行為のために、組合員が負担した費用はこの組合が負担します。

3 盗取された共済目的について、この組合が災害共済金を支払った場合は、その共済目的について有する権利は、共済金額の新調達価額に対する割合によって組合に移します。なお、組合員は、盗取された共済目的を発見又は回収したときは遅滞なくこの組合へ通知しなければなりません。

（評価人及び審判人）

第28条 新調達価額又は第7条（災害共済金の支払額）第2項の規定による損害の額

（準用規定）

4 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項が付された農機具損害共済約款の規定を準用します。この場合において、第34条（共済目的の入替え）第1項中「新規の農機具」とあるのを「新規の農機具又は中古購入農機具」と読み替えるものとします。

（農機具損害共済約款第7条（災害共済金の支払額）第2項の規定による損害の額 × 新調達価額×約定期割合）

（災害共済金の額 = 共済金額 × 約定期割合）

（約定期割合）

（第1項の表中①から④までの事項を確認するための医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会）

90日

（第1項の表中③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための医療機関による診断、後遺障害の認定にかかる専門機関による審査等の結果の照会）

120日

（災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された被災地域における第1項の表中①から⑤までの事項の確認のための調査）

60日

（準用規定）

7 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項が付された農機具損害共済約款の規定を準用します。（別表）後遺障害の基準

- 1 両眼の視力が0.02以下になったもの
- 2 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの
- 3 そしゃくの機能を廃したもの
- 4 言語の機能を廃したもの
- 5 上下肢の用を全廃したものの
- 6 両手の手指の全部を失ったもの
- 7 両下肢を足関節以上で失ったもの
- 8 両下肢の用を全廃したものの
- 9 精神に著しい障害を残し、終身労働に服することができないもの
- 10 神經系統の機能に著しい障害を残し、終身労働に服することができないもの
- 11 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労働に服することができないもの

自動継続特約条項

（この特約の締結）

1 この特約は、農機具損害共済について、組合員が申し込み、この組合がこれを承諾したときに締結します。

2 この特約は、前項の規定にかかわらず継続申込特約を付した共済関係には付すことはできません。

（共済関係の自動継続）

2 この特約を付した農機具損害共済は、共済責任期間が満了する日の属する月の前日10日（以下「自動継続意思確認日」といいます。）までに、この組合が定めたところにより組合員から別段の意思表示がなく、第4条（共済掛金等の払込み）の規定により共済掛金等が払い込まれた場合は、共済責任期間が満了する共済関係と同一の内容で共済責任期間を1年とする共済関係を継続（以下「自動継続」といいます。）します。

2 この特約は、前項の規定にかかわらず、この組合が自動継続される共済関係の内容を、自動継続意思確認日の14日前までに、共済証券記載の組合員の住所あての書面により通知します。

3 第1項の規定にかかわらず、この特約は自動継続される共済関係の住所あての書面により自動継続することができます。

4 第1項の規定にかかわらず、この特約が付されている共済目的が中古購入農機具である場合には、継続後の共済関係の共済金額は、中古購入価額又は継続時の時価額のいずれか低い額を基準とした額と同一の額で継続します。

5 組合員は、第1項の規定にかかわらず、この特約が付された共済関係について、農機具損害共済約款第34条（共済目的の入替え）を適用する場合は、入替え後の内容で共済関係を継続することができます。

（共済関係の変更）

3 この特約が付された共済関係について組合員が、共済責任期間が満了する共済関係と異なる内容で共済関係を継続する場合は、農機具損害共済約款第32条（共済関係の継続）によることとします。

（共済掛金等の払込み）

4 組合員は、自動継続後の共済関係に係る共済掛金等（共済掛金等分割払約定）を継続前の共済責任期間が満了するまでの間に払い込むものとします。

2 共済掛金等分割払約定が付されている場合は、組合員は、第2回以降の共済掛金等を、共済掛金等分割払約定第3条（共済掛金等の払込み）の規定により払い込むものとします。

（共済掛金等の払込み及び共済関係の解除）

5 この組合は、前条（共済掛金等の払込み）の規定にかかわらず、共済掛金等の払込みを払込期限の翌日から起算して14日間（以下「猶予期間」といいます。）猶予します。ただし、この猶予期間内に共済事故が発生し、その期間内に共済掛金等が払い込まれていないときは、共済金を支払いません。

2 共済掛金等が払い込まれないまま猶予期間が過ぎた場合、共済関係は継続前の共済責任期間満了日の午後4時からその効力を失います。この場合、共済関係は解除されたものとみなします。

3 前項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の組合員の住所あての書面による通知をもって行います。

（自動継続後の共済関係に適用される約款及び共済掛金率等）

6 この組合は、自動継続後の共済関係は、継続した日における農機具損害共済約款、特約条項及び共済掛金率等を適用します。

（準用規定）

7 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項が付された農機具損害共済約款及び特約条項の規定を準用します。

附 則

1 この約款の全部改正は、平成25年4月1日から施行する。

2 施行日前に共済責任期間の開始する農機具共済関係については、なお從前の例による。ただし、次項から第5項までに規定する規定の適用については、次項から第5項までに定めるところによる。</